

湯河原町告示第23号

湯河原町学童保育所運営規程を次のように定める。

令和8年3月31日

湯河原町長 内 藤 喜 文

湯河原町学童保育所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、町内の小学校に就学している児童で、共働き家庭など留守家庭の児童等に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 学童保育所の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(定員)

第3条 学童保育所の定員は、次のとおりとする。

- (1) 湯河原小学校区 114人
- (2) 吉浜小学校区 111人
- (3) 東台福浦小学校区 25人

(開所日)

第4条 学童保育所の開所日は、原則として、月曜日から土曜日までとする。ただし、次に掲げる日については、閉所日とすることができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた日

(開所時間)

第5条 学童保育所の開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで（第3号に規定する場合を除く。） 放課後から午

後 6 時まで

(2) 土曜日 午前 8 時から午後 6 時まで

(3) 夏季休業日、冬季休業日、春季休業日及び秋季休業日 午前 8 時から午後 6 時まで

2 前項の規定にかかわらず、町長は、特に必要があると認めるときは、学童保育所の開所時間を変更することができる。

(対象児童)

第 6 条 学童保育所に入所できる児童は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 保護者の労働又は疾病等の理由により、適切な保育を受けられないもの

(2) その他町長が入所を必要と認めたもの

(入所の制限)

第 7 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童は、入所することができない。

(1) 著しく心身に障がいのあるもの

(2) 日常生活を営むに当たり、調整の必要な医療器具の常時装着、注射による薬物の投与等の医療行為を必要とするもの（医師、臨床心理士等から集団生活により病状が悪化すると判断された児童を含む。）

(3) その他管理上支障があると認められるもの

(入所及び退所)

第 8 条 学童保育所に入所させようとする児童の保護者は、必要な書類を添付し、湯河原町学童保育所入所申請書（兼児童台帳）（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その適否を湯河原町学童保育所運営委員会運営規程（令和 8 年 3 月 31 日施行）第 7 条に規定する審査会で決定し、湯河原町学童保育所入所決定通知書（様式第 2 号）又は湯河原町学童保育所入所保留通知書（様式第 3 号）により、保護者に通知する。

3 退所又は休所を希望する児童の保護者は、前もって湯河原町学童保育所退所（休所）届（様式第 4 号）を町長に提出しなければならない。

(入所決定の取消し)

第 9 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の入所決定を取り消すことができる。

(1) 第 7 条各号のいずれかに該当したとき。

(2) 入所手続に偽りがあったとき。

(3) その他入所を不適當と認めたとき。

(経費)

第10条 学童保育所に入所している児童の保護者は、月額6,000円の負担金及び月額2,000円のおやつ代を負担する。

2 経費は、預貯金口座自動振替の方法により、毎月末日（12月及び3月にあつては、25日とし、月の末日（12月及び3月にあつては25日）が金融機関等の休業日の場合は、翌営業日とする。）までに納入しなければならない。ただし、振替不能が生じた場合は、納入通知書により、遅滞なく納入しなければならない。

3 月の中途において学童保育所に入所し、又は学童保育所を退所若しくは休所する場合は、その際、別表第2により経費を納入しなければならない。

（経費の減額）

第11条 前条の規定による経費は、別表第3に定めるところにより、その金額を減額する。

2 前項に規定する経費の減額を受けようとする保護者は、必要な書類を添付し湯河原町学童保育所経費減額申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定により経費の減額申請があつた場合は、減額の可否を決定し、湯河原町学童保育所経費減額決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知する。

（委託）

第12条 学童保育所の円滑な運営を図るため、町長が適当と認めたものに、学童保育所の運営を委託することができる。

（職員の職種及び職務の内容）

第13条 学童保育所における職員の職種及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童支援員 放課後児童支援員は、学童保育所に入所している児童（以下「入所児童」とする。）への支援提供、児童の保護者との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。

(2) 放課後児童支援補助員 放課後児童支援補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

（事業の利用に当たっての留意事項）

第14条 入所児童の保護者は、事業の利用に当たっては、次に規定する内容に留意するものとする。

(1) 入所児童の保護者は、入所児童が欠席をする場合には、電話その他の連絡方法により学童保育所へ届け出なくてはならない。

(2) 学童保育所は、入所児童又はその家族の感染症の発生により、他の入所児童への感染するおそれがあると認められた場合は、休所を命ずることができる。

（緊急時等における対応方法）

第15条 現に支援の提供を行っている際に、入所児童の体調に急変が生じた場合
その他必要な場合は、速やかに入所児童の保護者又は医療機関への連絡を行う
等の必要な措置を講ずるものとする。

2 支援の提供により事故が発生した際は、直ちに関係機関に連絡するとともに、
必要な措置を講じ、又その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講ずるものと
する。

(非常災害の対策)

第16条 学童保育所は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備
を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた訓練
をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければなら
ない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 学童保育所は、入所児童の人権の擁護・虐待の防止等のため、職員に対す
る虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 学童保育所は、職員の資質の向上のため研修の機会を設けるものとし、ま
た、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、学童保育所の運営に関し、必要な事項は、
別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第8条第1項及び同条第3項の規定は、この告示の施行の日前においても、同
条の規定の例により行うことができる。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
湯河原小学校第1学童保育所	湯河原町宮上11番地
湯河原小学校第2学童保育所	湯河原町宮上11番地
湯河原小学校第3学童保育所	湯河原町宮上11番地
吉浜小学校第1学童保育所	湯河原町吉浜1300番地
吉浜小学校第2学童保育所	湯河原町吉浜1300番地
吉浜小学校第3学童保育所	湯河原町吉浜1300番地
東台福浦小学校学童保育所	湯河原町吉浜216番地

別表第2（第10条関係）

入所日数 入退所日	区分	1日～15日	16日～31日
入所	負担金	6,000円	3,000円
	おやつ代	2,000円	1,000円
退所（休所）	負担金	3,000円	6,000円
	おやつ代	1,000円	2,000円

別表第3に該当する児童の負担金は、半額とする。

別表第3（第11条関係）

世帯	負担金	備考
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	3,000円	
準要保護世帯	3,000円	教育委員会が準要保護世帯に認定した世帯

湯河原町学童保育所入所申請書 (兼児童台帳)

年 月 日

湯河原町長 様

保護者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

次のとおり 小学校学童保育所に入所を申請します。

ふりがな 児 童 名		現在の入園・所名		保・幼 入所 継続・新規	
		学校・学年(新)		小学校 年 組	
生年月日		年 月 日 生 歳		性別	男・女
				血液型	型
同居 して いる 家 族 の 状 況	続柄	氏 名	年 齢	勤務先名・学校・学童在籍の有無等	
別 居 の 状 況	続 柄	氏 名	年 齢	住 所	
	父方	祖父			
	父方	祖母			
	母方	祖父			
	母方	祖母			
入所を希望する具体的な理由 (該当番号に○印を付し、() に示した書類を添付。「3」「4」には余白に理由を記入。)					
1 保護者がともに就労しているため (就労証明書) 2 母子家庭・父子家庭 (就労証明書)					
3 保護者等の疾病・介護のため (病名・介護の状態等。診断書、障がい者手帳の写し、療育手帳の写し等)					
4 その他					
お迎え者	関係	氏 名	住 所		電 話 番 号
代 理					
お迎えの時間		午後 時 分 頃			
お休みの日	曜 日	時 間		理 由	
お稽古・塾等					

	勤務先・氏名等	住 所	電 話 番 号 携 帯 番 号
<日中> 緊急連絡先 2箇所 (必ず連絡可能な 所)			
<夜間> 緊急連絡先 2箇所 (必ず連絡可能な 所)			
健康状態及び 特記事項			
かかりやすい病気 (アレルギー・ 慢性疾患等)			
主 治 医	病 院 名	住 所	電 話 番 号
	医 師 名		
そ の 他 特記事項			
自宅付近の略図（近隣約200mぐらいに目印になるような建物があれば記入してください。）			

【記入例】

社教-

学童-

湯河原町学童保育所 入所申請書 (兼児童台帳) (案)

平成 年 月 日

湯河原町長 様

保護者 住所 湯河原町中央2-21-3

氏名 湯河原 太郎 印

電話 63-2111

次のとおり〇〇〇小学校学童保育所 に入所を申請します。

ふりがな 児童名	ゆがわら いちろう 湯河原 一郎		現在の入園・所名	湯河原 保・幼	入所 継続・新規
生年月日	平成 〇 年 〇 月 〇 日 生 〇 歳		学校・学年(新)	湯河原 小学校	〇年 〇組
性別	男・女		血液型	〇 型	
同居している家族の状況	続柄	氏名	年齢	勤務先名・学校・学童在籍の有無等	
	父	湯河原 一郎	35	〇〇〇会社	
	母	湯河原 花子	33	□□□運輸(株)	
	妹	湯河原 愛子	4	☆☆☆保育園 年中	
	祖父	湯河原 太郎	78	自営業(〇〇本屋)	
	祖母	湯河原 梅子	73	無職	
別居している状況 母方祖父	続柄	氏名	年齢	住所	
	祖父	中央一郎	58	〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇	
	祖母				
	祖父	湯河原三郎	78	湯河原町〇〇1-1	
祖母	湯河原道子	73	同上		
入所を希望する具体的な理由(該当番号に〇印を、「3」「4」の場合は理由を書いてください。)					
① 保護者がともに就労しているため(就労証明書) 2 母子家庭・父子家庭(就労証明書)					
3 保護者等の疾病・介護のため (病名・介護の状態等を記入してください。診断書、障がい者手帳の写し、療育手帳の写し等)					
4 その他					
お迎え者	関係	氏名	住所		電話番号
	母	湯河原 花子	湯河原町中央2-21-3		〇〇-〇〇〇〇
代理	祖母	城堀 道子	同上		同上
お迎えの時間		午後 17時00分頃			
お休みの日	曜日	時間		理由	
	土曜日			母の会社が休みのため	
お稽古・塾等	曜日	時間		内容	
	水曜日	14:00~16:00		〇〇〇スイミングクラブ	

	勤務先・氏名等	住 所	電 話 番 号
			携 帯 番 号
<日中> 緊急連絡先 2箇所 (必ず連絡可能な 所)	湯河原 花子	(勤務先等を記載してください。) 小田原市〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇
			〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	城堀 道子	湯河原町中央〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇
<夜間> 緊急連絡先 2箇所 (必ず連絡可能な 所)	湯河原 花子	湯河原町中央2-21-3	〇〇-〇〇〇〇
			〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	中央 道子	湯河原町中央〇-〇-〇	
			〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
健康状態及び 特記事項	軽い喘息		
かかりやすい病気 (アレルギー・ 慢性疾患等)	アレルギー性皮膚炎(海老、たこ類はだめ)		
主 治 医	病 院 名	住 所	電 話 番 号
	医 師 名		
	〇〇医院	湯河原町中央〇-〇-〇	〇〇-〇〇〇〇
その他 特記事項			
自宅付近の略図(近隣約200mぐらいに目印になるような建物があれば記入してください。)			

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

住所

氏名 様
(様)

湯河原町長



湯河原町学童保育所入所決定通知書

年度湯河原町学童保育所への入所を次のとおり決定しましたので通知します。

児童氏名	年 月 日生
保 育 所	
内 容	入所期間 年 月 日から 年 月 日まで 保護者氏名
備 考	

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

湯河原町長



湯河原町学童保育所入所保留通知書

湯河原町学童保育所への入所について、審査した結果、保留となりましたので通知します。

- 1 児童氏名
- 2 理 由

様式第4号（第8条関係）

湯河原町学童保育所退所（休所）届

年 月 日

湯河原町長 様

保護者 住 所

氏 名

電話番号

次のとおり湯河原町学童保育を退所（休所）します。

- 1 児 童 氏 名
- 2 学 童 保 育 所 名
- 3 退 所 予 定 年 月 日
（休所予定期間）
- 4 退 所（休所）理由

様式第 5 号 (第11条関係)

湯河原町学童保育経費減額申請書

年 月 日

湯河原町長 様

保護者 住 所
氏 名
電話番号

湯河原町学童保育所運営規程第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり
経費の減額を申請します。

- 1 児 童 氏 名
- 2 学童保育所名

※ 添付書類

- ・湯河原町就学奨励金交付認定通知書の写し
- ・町長が必要と認める書類

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

湯河原町長



湯河原町学童保育所経費減額決定通知書

年 月 日付けで、申請のありました湯河原学童保育経費の減額につきまして、次のとおり減額することに決定いたしましたので通知します。

1 児 童 氏 名

2 学童保育所名

3 減 額 期 間 年 月分から 年 月まで